

(法第28条第1項関係様式例)

平成25年度の事業報告書

平成25年10月24日から平成26年7月31日まで

特定非営利活動法人クリオン虹の基金

1 事業の成果

*以下の事業を実施した。

(1) ホームページの開設のための議論の結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、平成25年11月1日から開設している。

(<http://rainbow.culion.jp/>)

(2) ハンセン病問題の啓蒙活動として、学校教育(20) 医療(2) 福祉(3) 公民館(3) 市役所(2)等、合計30箇所で開催講演を行った。具体的な箇所については下記を参照のこと。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
(1) この法人の目的に賛同する個人・団体等から寄せられた浄財を、サンバリ財団に寄付し、フィリピン国立大学レイテ分校から推薦された学生に、奨学金を授与する事業及び教育環境整備支援等の事業	*ホームページを通じて事業の啓蒙活動や寄付を募った。 *学校・医療・行政機関等からの依頼により、ハンセン病問題への啓蒙講演を実施した。	(A) 平成25年度 (B) 主たる事務所 (C) 5人	(D) 不特定多数 (E) 10人	203
	*サンバリ財団に寄付を行った。	(A) 平成26年1月27日 (B) 主たる事務所 (C) 2人	(D) フィリピン国立大学レイテ分校から推薦された学生 (E) 不特定多数	1500
(2) 日本の医学生や医療関係者と、同校関係者の交流を深める事業	*本事業年度は、実施しなかった。	—	—	—

※ハンセン病問題を啓蒙講演した箇所

岡谷南高校、長野市立高校、信濃むつみ学園、上伊那東中学校、長野県民医連、スバル福祉会、長野大学、丸子腰越公民館、東御市東部中学校、箕輪町南箕輪中学校、上田市第二中学校、小諸学舎、上田丸子北中学校、上田市丸子中学校、上田市第六中学校、伊那市東部中学校、小川村小川中学校、上田市川西公民館、長和町和田中学校、上田市塩田中学校、更埴市西中学校、上田市第一中学校、中野立志館高校、千曲市公民館、佐久市役所、ポプラ会、全国民医連、更埴教育研修会、福知山市役所、長野ワイズメズクラブ